

## 相続税で慌てないための予備知識

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

相続税と聞いてみなさんはどうお考えですか。相続税なんてわが家は関係ないと考えている人も多いかもしれません。事実、平成20年分相続税を申告した被相続人の数は48,016人で、死亡者数1,142,407人（厚生労働省人口動態統計月報年計による）のわずか4%弱です。また、相続税の種類別財産の割合は土地が49.6%とほぼ半分を占め、預貯金、有価証券を合わせて84.4%を占めています。これらのデータからも主に土地や金融資産を多く所有しているごく一部の人が相続税に関わっていると言えるでしょう。



（出所）国税庁 税務統計相続税関係平成20年分

### 相続税の基礎控除

ではどうして4%の人しか相続税に関わっていないのでしょうか。その理由の一つとして相続税の基礎控除の額が大きいことが挙げられます。基礎控除額は次の算式で計算されます。

$$\text{基礎控除額} = 5000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

たとえば、夫と妻、子が3人おり、夫が亡くなり相続となった場合の基礎控除額は9000万円です。課税価格がこの基礎控除額以下の場合、相続税は課税されず申告する必要はありません。課税価格は大雑把に言うと、相続により取得した財産から債務や葬式代などを控除した金額です。不動産の課税価格は毎年税務署が公表する路線価や市町村が課税する固定資産税の評価額などを基に計算します。路線価はおおむね時価より低く設定されてい

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

るので、土地の時価評価よりも課税価格が低くなるのが通常です。現状はこの基礎控除額以内に収まる人が大多数になっています。税制改革論議でもこの基礎控除額を見直そうという議論があり、今後この基礎控除額が縮小されるかもしれません。

#### 配偶者の税額軽減

また、配偶者には相続税が軽減される規定があります。配偶者の税額軽減の計算は課税価格の合計額を分母にとり、分子には配偶者の法定相続分(1億6千万円に満たない場合は1億6千万円)または配偶者の課税価格のうちいずれか少ない額をとります。その割合を相続税の総額に掛けた金額が配偶者の税額軽減額です。

上記の例で仮に課税価格が1億6千万円あり妻がすべての財産を相続した場合、通常相続税は課税されません。ただしこの規定を利用するには相続税の申告が必要です。

#### 相続税対策とは

これらの控除や税額軽減を適用しても多額の相続税がかかりそうという人は、いざ相続となった時に周りを慌てさせないためにも事前に準備をしておくことをお勧めします。相続税は所有しているすべての財産に課税されますので、まずご自身の財産がいくらあるのかを把握することが重要です。その上で現状を把握し、遺言書の準備や相続税対策を行うのがよいでしょう。このコラムでは相続税対策で行われているいくつかの方法をご紹介します。

##### 1. 養子縁組制度の利用

実は、基礎控除額の計算式で法定相続人の数を増やすことが可能です。養子縁組制度の利用です。養子縁組は何人でも可能ですが、相続税法上は実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人という計算上の制限があります。上記の例で仮に孫を養子とした場合、基礎控除額は9000万円から1億円に増えることとなります。さらに孫が相続人となることでその取得分だけ相続を一代飛び越えることが可能となります(ただし、相続税は2割加算されます)。もちろん相続税対策だけで養子縁組を考えるべきではありません。ご家族でよく話し合いをなさって慎重に決められるべきでしょう。

##### 2. 財産評価の引き下げ

土地の評価を引き下げることでも対策の一つとなります。たとえば、月極め青空駐車場として貸している土地は自用地(更地)評価ですが、駐車場にアパートを建築し貸し付けた場合、土地の評価額は大幅に減額されます。アパートのような貸家の敷地を貸家建付地といいますが、貸家建付地の評価は以下の算式で計算します。

貸家建付地の価額 = 自用地評価額 - (自用地評価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)

借地権割合や借家権割合は国税庁ホームページで確認できます。仮に借地権割合が 70%、借家権割合が 30%、全室賃貸人に貸しており賃貸割合が 100%とした場合、自用地評価額から 21%減額することが可能です。

### 3. 納税資金の準備に生命保険を利用

上記の例で保険契約が契約者および被保険者が夫で保険金受取人が妻の場合、死亡保険金のうち 2000 万円までが非課税となります。非課税額の計算は 500 万円×法定相続人の数です。不動産などの財産が中心で相続税の納税資金を確保するのが難しい場合に生命保険を活用することは有効な対策となります。

相続はそれぞれで財産内容や個別の事情などが異なります。上記であげた以外の相続税対策もありますし、それぞれの相続でその最適な方法は異なってきます。まずはご自身の財産を把握し、どのような相続を迎えたいかを考えることです。その上で専門家に相談しながら事前の準備を行っておくことが大事だといえるでしょう。